

## 1 議事日程（初日）

[平成21年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成21年11月30日

午前10時開議

於議事室

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  |        | 会期の決定   |
| 日程第3  |        | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 議案第74号 | 財産の取得（史跡地）について  |
| 日程第5  | 議案第75号 | 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について                                  |
| 日程第6  | 議案第76号 | 市道路線の廃止について   |
| 日程第7  | 議案第77号 | 市道路線の認定について   |
| 日程第8  | 議案第78号 | 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について |
| 日程第9  | 議案第79号 | 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について                 |
| 日程第10 | 議案第80号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合同約の変更について |
| 日程第11 | 議案第81号 | 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について                             |
| 日程第12 | 議案第82号 | 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第13 | 議案第83号 | 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について                              |
| 日程第14 | 議案第84号 | 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第15 | 議案第85号 | 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第16 | 議案第86号 | 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第17 | 議案第87号 | 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第18 | 議案第88号 | 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について                              |
| 日程第19 | 議案第89号 | 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について                             |
| 日程第20 | 議案第90号 | 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について                              |
| 日程第21 | 議案第91号 | 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について                                   |
| 日程第22 | 議案第92号 | 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について                                |
| 日程第23 | 議案第93号 | 太宰府展示館の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第24 | 議案第94号 | 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について                             |
| 日程第25 | 議案第95号 | 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について                              |
| 日程第26 | 議案第96号 | 太宰府市税条例の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第27 | 議案第97号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正す                        |

る条例について

- 日程第28 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第29 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第101号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第102号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第103号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第104号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第36 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第37 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第39 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第40 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第41 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第42 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

## 2 出席議員は次のとおりである（19名）

- |     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 17番 | 田川武茂 | 議員 |
| 18番 | 福廣和美  | 議員 | 19番 | 武藤哲志 | 議員 |
| 20番 | 不老光幸  | 議員 |     |      |    |

## 3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 16番 村山弘行 議員

#### 4 会議録署名議員

6番 力丸義行 議員

7番 橋本 健 議員

#### 5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

|                 |      |        |      |
|-----------------|------|--------|------|
| 市長              | 井上保廣 | 副市長    | 平島鉄信 |
| 教育長             | 關敏治  | 総務部長   | 木村甚治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 松田幸夫 |
| 健康福祉部長          | 松永栄人 | 建設経済部長 | 新納照文 |
| 教育部長            | 山田純裕 | 総務課長   | 大藪勝一 |
| 経営企画課長          | 今泉憲治 | 市民課長   | 木村和美 |
| 福祉課長            | 宮原仁  | 都市整備課長 | 神原稔  |
| 上下水道課長          | 松本芳生 | 教務課長   | 木村裕子 |
| 監査委員事務局長        | 井上義昭 |        |      |

#### 6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 松島健二 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 浅井武  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 茂田和紀 |      |      |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成21年太宰府市議会第4回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

6番、力丸義行議員

7番、橋本 健議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間にしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」から日程第10、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

平成21年第4回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を迎え、公私とも大変ご多忙中にもかかわらずご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本格的な冬場を迎えまして新型インフルエンザがさらに流行しつつございます。市民の皆様方には、うがい、手洗い等を励行されますようお願いを申し上げておきたいと思います。

去る8月30日に執行されました衆議院議員総選挙の結果、民主党を中心とした新政権が発足をいたしました。政権交代は、当然大きな政策変更を伴うものでございまして、既に前政権下での補正予算の一部凍結など、我々地方自治体にとりましてもかかわりの深いものが多いでございます。今後も国の動向を見きわめながら、私たちは地域主権を目指しながら日々努力をしていく必要がある、このように感じておるところでございます。

さて、今年も残すところ1カ月余りとなりましたけれども、平成21年度経営方針のもと、マニフェストの実現を図ることを最優先課題の一つといたしまして、さまざまな施策に取り組んできたところでございます。今年1年を振り返りまして、幾つかのご報告を申し上げさせていただきます。

まず、簡素で効率的な市政運営の推進についてでございますけれども、太宰府市の行政経営改革方針の中にもございました窓口サービスの向上の一環といたしまして、週末窓口サービスを平成20年及び平成21年2月から6月に試行をいたしまして、利用実績でありますとか、あるいは利用いただいた市民アンケートなどをもとに検討いたしました。その結果、市民ニーズにこたえるべく、10月から年間を通じて第2、第4土曜日の午前9時から正午まで実施することといたしました。多くの皆様のご利用をお願いしたいというふうに思っております。

次に、市民が参画できる市政運営についてでございますが、安全・安心、福祉のまちづくりのために、福祉でまちづくりと地域コミュニティづくりを連動させながら、協働のまちづくりを推進していくよう提起させていただきました。その中で、豊かな地域社会を実現していきますためには、やはり地域に暮らす市民の皆様お一人お一人が相互に支え合い、自分たちの地域

のあるべき姿をともに描きながら、心をつにして責任を持って行動できる新たな地域自治の体制づくりが必要であるとの考えをお示しをしたところでございます。それに基づき、本年4月1日より新しい自治会制度がスタートしたところでございます。自治会を基礎的な単位としながらも、一つの自治会では解決できない問題を各小学校区ごとのそれぞれの自治会で協議していただくための校区自治協議会の設立を平成21年度から平成22年度にかけてお願いしたところでございます。各自治会長を中心に協議をいただき、すべての校区におきまして正式に校区自治協議会の設立に至ったところでございます。自治会長を初めといたします関係者の皆様方のご努力に心から感謝を申し上げたいと思っております。今後とも行政と連携をしながら、地域力を高め、そして子供から高齢者までが住みなれた地域で安全・安心に暮らすことができる市民との協働のまちづくりをともに進めてまいりたい、このように思っております。

次に、コミュニティバスまほろば号についてでございますけれども、本年4月1日には地域住民の皆様よりご要望が多くございました高雄回り線の運行を開始しますとともに、運行ダイヤの利便性向上を実施いたしました。去る11月18日には、昨年民間企業が主体となり運行が開始されました買い物サポートカー、マミーズ・まほろば号が無事に1周年を迎えることができまして、地元住民の皆様から温かいご声援をいただき、大変喜ばしく感じたところでございます。今後もより一層公共交通としてのサービス向上や地域に愛され、地域に支えられる交通手段として効率的な運営に努めてまいりたい、このように思っております。

平成21年は間もなく終わりますけれども、来年平成22年は、私の任期最終年でございます。市民の皆様とのお約束をいたしましたマニフェスト実現総仕上げの年と位置づけをいたしまして、実現に向け全力を注ぐことをここにお誓いを申し上げたいというふうに思っております。

「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の創造に向け、常に申し上げております「まちづくりに“仁”のぬくもりを」持ち、市民との協働のまちづくりを進めていくことを基本といたしまして、市民と語り合いながら、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもとに、市民の目線に立った市民本位の行政運営を展開してまいりたいと考えております。

来年も、私を初め全職員の英知を結集し、まちづくりに邁進していく所存でございますので、市民の皆様あるいは議員各位のご理解あるいはご支援とご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第74号から議案第80号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第74号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきましては、皆様方のご理解、ご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。今回取得を予定いたしております土地につきましては、特別史跡水城跡の東門跡付近に位置しておりまして、本市における最重要箇所として位置づけを行っております。このたび相手方との協議が調いまして、買い上げたく提案をするものでございます。

次に、議案第75号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」ご説明を申し上げます。

本案につきましては、大佐野ダム上流緑地保護地区138haを水源涵養林として保全しますために、平成7年度から年次計画に基づきまして継続的に公有化を実施をいたしております。平成21年度に買い上げを予定いたしております土地につきましては、10筆、面積2万6,214㎡、買い上げ金額4,980万6,600円でございます。

資料を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第76号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回廃止を提案いたしております神ノ前・狭間線につきましては、道路整備をしていただき、道路用地の寄附を受け、道路延長の増を行うことに伴い、起点、終点が変更になるため、路線を廃止するものでございます。

なお、再認定の路線につきましては、新神ノ前・狭間線として次の議案第77号で認定を提案をいたしております。

道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第77号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております新神ノ前・狭間線につきましては、道路整備をしていただき、道路用地の寄附を受け、道路延長の増を行うことに伴い、再認定を行う路線でございます。

また、青葉台85号線につきましては、開発により帰属を受け路線認定を行うものでございます。

それぞれ、道路法第8条第1項の規定に基づき、路線認定を行うものでございます。

次に、議案第78号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町及び同郡矢部村及び同郡星野村が廃止され、その区域が八女市に編入されること並びに、この合併により八女東部広域衛生施設組合が解散されることに伴いまして、当組合を組織する地方公共団体の数を減じ、あわせ規約の一部変更を行うものでございます。

次に、議案第79号「福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第80号「福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご説明を申し上げます。

平成22年2月1日から八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11から日程第25まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から日程第25、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第81号から議案第95号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を平成22年度から2カ年にわたり、太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の候補に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までは、太宰府市共同利用施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、各共同利用施設の所在地の自治会を平成22年度から2年間にわたり太宰府市共同利用施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」から議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」ご説明を申し上げます。

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、太宰府市民図書館、文化ふれあい館及び女性センタールミナスについて財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、大宰府展示館について財団法人古都大宰府保存協会を、太宰府市立老人福祉センターについて社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を平成22年度から2カ年にわたり指定管理者の候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」及び日程第27、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第96号及び議案第97号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本議案は、昨年、地方税法の一部改正に伴い、個人住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金が拡大されておりましたが、個人県民税の寄附金控除対象の指定に係る県税条例の改正が本年6月の県議会で議決をされましたことに伴い、今回個人市民税の寄附金控除対象の指定に係る市税条例の改正をお願いするものでございます。

今回の改正は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、新たに地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で指定することにより、例えば学校法人、社会福祉法人などの特定公益増進法人及び認定NPO法人などの団体に対する寄附金について控除できることとするものでございます。

指定の対象は、県内に主たる事務所または事業所を有する法人または団体等となっております。

指定の方法につきましては、個別の事業所を指定するのではなく、学校法人か社会福祉法人というような種別で指定をしております。

指定の対象や方法につきましては、県と均衡を保ちますために、県と同様の取り扱いをすることといたしております。

また、改正附則でございますが、施行期日は平成22年4月1日から施行し、平成21年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものでございます。

次に、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業共済組合が推薦する者を1人選任する必要がございます。現在、太宰府市の農業委員は選挙による者が11人、農業協同組合が推薦する者が1人、議会の推薦に係る者が2人の合計14人となっておりますけれども、これに伴い、農業共済組合が推薦する者が1人増加することとなった場合、合計15人の定数枠となります。

しかしながら、本市の農業の実態は、全国の例に比例し、農地や農業従事者は年々減少傾向にあることから、定数枠を広げることなく、各関係機関からの推薦枠を1名にすることで農業委員総数を保持しますための改正でございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第28、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第30、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第98号から議案第100号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ3億9,968万3,000円を追加し、予算総額を204億5,357万円にお願いするものでございます。

主なものといたしましては、総務省消防庁を通じ、緊急情報を全国の自治体等へ瞬時に送信される全国瞬時警報システム、通称J-A L E R Tを受信するための専用小型受信機の設置工事費、携帯電話を利用した観光情報提供や平成22年春に供用開始予定の交通系の電子マネーが利用できる観光地づくり、これと連動したまほろば号の接近情報を表示するディスプレイを整備して、公共交通機関を利用したまちづくりを促進するなどI Cエコまちづくり事業費、住民税非課税世帯に対する新型インフルエンザ予防接種委託料、新年度からの小・中学校の学級増に対応するための教材備品購入費、その他不足いたしております過誤納金還付金、障害者介護・訓練等給付費、児童手当、私立保育所運営委託料、生活保護費、幼稚園就園奨励費補助金、国・県負担金の過年度精算返還金などを追加計上をいたしております。

また、あわせまして全国瞬時警報システム整備工事費の繰越明許費1件、公共施設の指定管理料や私立保育所創設補助金、私立の保育所でございます、債務負担行為の追加10件、南保育所保育業務委託料の債務負担行為の変更1件、一般会計出資債などの地方債の変更3件について補正をさせていただいております。

次に、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算それぞれ1,887万9,000円を追加し、予算総額を67億6,384万7,000円をお願いをするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者支援金等の増額及び前年度療養給付費等国庫負担金精算返還金が主なものでございまして、歳入につきましては、療養給付費等国庫負担金の増額が主なものでございます。

次に、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ1億3,654万3,000円を追加し、予算総額を35億9,535万4,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ154万円を追加し、予算総額を1,859万4,000円をお願いをするものでございます。

保険事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、平成20年度保険給付費が確定したことによります返還金、それから介護給付費の見込みに対します予算の組み替えによるものでございます。

歳入の主な財源といたしましては、基金繰入金と平成20年度からの繰越金でございます。

また、介護サービス事業勘定の歳出の主な内容といたしましては、ケアプランの作成委託料でございます。

歳入の主な財源といたしましては、ケアプラン作成報酬でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31から日程第34まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第31、議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第34、議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」までの4議案につきましては、関連がございますので一括してご説明をいたします。

今回の条例の改正におきましては、昨年来の厳しい経済・雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受け、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれもが公務が民間を上回っていることが明らかになったことから、月例給について俸給表の引き下げ改定等を行うとともに、特別給につきまして、ボーナスでございますけれども、年間で0.35月分引き下げることとする厳しい内容の勧告がなされました。

太宰府市におきましても、これまでの国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は給与に関するものでございます。

本年4月時点によります公務員給与が民間給与を上回っていることが判明したことから、マイナス較差を解消するために、今回給料表を改定するとともに、あわせて4月から較差相当分を12月の期末手当で調整し、減額をするものでございます。

なお、再任用職員についても、同様の改定を行います。

2点目といたしましては、期末・勤勉手当についてでございます。

本年12月に支給されます議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.75月から0.1月を減じて1.65月とするものでございます。これにより年間に支給されます期末手当は、3.35月から0.25月を減じ、3.1月になります。

次に、一般職の職員の期末・勤勉手当額につきましては、現行の2.35月から0.15月分を引き下げました2.20月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.6月から0.1月を減じ1.5月へ、勤勉

手当の支給割合を0.75月から0.05月を減じ0.7月といたします。

また、再任用職員につきましては、期末・勤勉手当を現行の1.25月から0.05月分を引き下げて1.2月とするものでございます。

その結果、今回の改正によります年間の一般職の職員の期末・勤勉手当額は4.5月から0.35月減じた4.15月となり、再任用職につきましても2.35月から0.15月を減じた2.20月となります。

最後に、3点目といたしまして、月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合等についてでございます。

これは、労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されることに基づきまして、本市におきましても公務において特に長い超過勤務を強力に抑制をし、そしてこうした超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を現在の100分の125から100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給にかえて正規の勤務時間において勤務を要しない日または時間を指定することができる制度を新設するものでございます。

以上、添付資料の新旧対照表をご参照の上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第31から日程第34までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第101号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、関連がありますので、もう少し説明をいただきたいと思うんですが、太宰府市の特別職、太宰府市の議員それから三役、こういう状況での部分や一般職もありますが、補正予算書が提出されております。そして、期末手当の支給日が12月5日になっておりますが、この関連する補正予算の中で議会関係については、この減額分が予算計上されていないんですが、2款1項1目の節では48万4,000円が計上されております。ところが、1款1項1目について減額分が計上されていないことについてはどういうことなのかということと、それから逆に、減額であればこの予算は本日の議案第101号から104号までについては問題ありませんが、本日配付されました部分を見ますと、10ページの2款1項10目では、ここで2,550万9,000円の増額になっている。同じく、12ページの2款7項監査委員も差し引き増額になっている、手当の関係で。同じく、3款1項1目の社会福祉費では2,941万8,000円という大

変大きな金額の増減があります。同じく、14ページの3款1項10目人権同和政策費は280万2,000円、こういう状況ですが、7款にも増額になっておりますし、8款土木費、4項都市計画費でも手当等で増額になっている。教育関係もあります。だから、手当の部分について人勧実施に基づく部分で給与の引き下げになるわけですが、補正予算を見ますと、水道事業については増額、下水道については別に給与の減額になっておりませんが、この関連、補正予算の4号の部分も含めてですが、もう少し私どもに説明いただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ご説明いたします。

今、先ほど市長のほうの提案理由で申し上げましたように、今回条例の改正は、条例は人事院勧告に基づくもので条例改正を提案させていただいております。そして、今ご質問いただきました予算関係については、一般会計は4号補正としてあわせて本日提案をさせていただいております。本日提案させていただいております4号補正は、今条例で提案しました人事院勧告に基づくもの及び本年の当初予算以降の職員の人事異動等に基づく異動の補正をあわせて出しておるところでございます。そういうところから、先ほど言われましたように、例えば民生費でございますか、大きく増えておったりするのは、本年の4月以降再任用職員の配置でありますとか人数の入れかわった分が増額補正として出しております。この後の提案になるんですが、本日提案しております4号補正の一番後ろの給与費明細のほうを見ていただければ大体そのほうにも入ってくるんですが、給与改定に伴うものかその他の増減、あるいは今回の制度改革に伴う増減、これは制度改革というのは、人事院勧告に伴うものとして手当関係も4,300万円ほどの明細をつけております。そのほかにも今度は人事異動でありますとか、共済組合の長期追加負担金等が二千数百万円当初以降増えたりしたものですから、その辺の増額補正も入れて、トータルでは約2,000万円ほどの減額補正という形で今回計上させていただいております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、簡単に例を言いますと、歳出の1款議会費ですね、ここには計上されていないんですが、最終的には人勧実施で議員についても同じようになるわけですが、本来はここでは異動の関係だとか、内容実情見たらわかります。産休関係がありまして、新たに臨時職員が正規の職員に戻った関係というのがあるんですが、ここに当然本日提案されている中で特別職、議員の報酬の引き下げが行われるわけですが、本来この中に計上しなきゃならないのが出ておりませんが、最終的には3月補正で調整をするのかどうか。全くこの予算上にここに挙がっていないわけですね。だから、その辺を私のほうとしては関連する問題、当初説明では給与の引き下げというふうに、人勧に基づいて議員も市長さんも教育長さんも副市長さんもそういう状況になるわけですが、なぜここに減額分について計上されていないのかどうか。しかも、これについては12月5日が支給日で、しかも採決日が12月17日ということになりますと、そこでの採決日、提案と支給とのバランスの調整がとれないわけですが、その辺が私

はこの予算書を見ても感じたところですが、総務部長の説明を再度求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご質問いただきますように、今回のこの補正予算計上は、一般職と特別職、三役の分を計上させていただいております。議会議員につきましては、今回減額という形での補正予算としては計上いたしておりません。これは、給与費明細等でもその旨出しておるものでございます。そういうところで、今回の条例の議決をいただいて最終的なものは3月で数字として提案をさせていただきたいというふうに考えております。

（19番武藤哲志議員「特別に再々質問ということ」でと呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） じゃあ、そのように説明をすべきじゃないですか。だから、本来はこの予算は挙がってくるときにですね、当初の説明で3月議会の最終で引き下げた部分についてはですね、調整をしますとか、そういう説明がない限り、この予算の中では特別職の議員の報酬の引き下げは予算計上されてないとか、3月によって住居手当の関係だとか給与表の引き下げによる調整は3月議会で行うというのはですね、当然市長の提案理由の中に担当部としてやはりつけ加えないと、私どもこの予算書だけではなかなか判断が付きませんよと。しかも、付託を受けて、やっとならぬ中で知る状況では、もうその前に採決してしまっているという問題点もありますので、今後そういう形で説明をいただきたいと思います。答弁は必要ありません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第102号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第103号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時50分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第104号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」反対討論いたします。

今回の人事院勧告による減額が公務員労働者にとって耐えがたい生活悪化をもたらすことは

明らかです。この半年間を見ても、太宰府市役所の職員の皆さんは、7月の集中豪雨災害では昼夜を問わず市民の生命、安全、財産を守るために努力されてきました。しかし、官民の調整によって6月に続いての減額であり、こういったことが続けば、公務員労働者は安心して働くことができなくなります。人事院勧告の根拠になっております官民比較については、11月20日の衆議院総務委員会でも原口大臣が、民間で働く人たちが苦しいから公務員も同じように減らすべきだという単純な議論は非常に危険だと認識を今示されているところです。

以上、今日の深刻な景気悪化の中、家計を応援し、内需主導経済に切りかえるべきときに内需を冷やすような給与改定を行うべきではありません。消費低迷と景気悪化の悪循環、地域経済にマイナスをもたらす今回の改定案については反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長の提案理由もありまして、職員の給与を4月にさかのぼって遡及し引き下げるといふ問題があります。それから、住居手当が廃止をされるという問題があります。それから、官民格差については、863円という人勧の結果が出ておりますが、863円の格差がある中で、この夏に引き下げ、また冬に引き下げる。平均して15万円を超える給与が引き下げられるわけですが、この公務員給与を引き下げられることによってより一層その影響が民間にも波及するということになります。そういう状況の中で、景気回復どころかマイナス、景気を悪化させるような状況になる、こういう職員給与の引き下げについて私どもとしてはどうしても認めることができません。

ただいま私ども会派の藤井議員が討論いたしました内容と同じであります、やはりこの不況のときこそ経済を活性化させる必要がある中で、より一層マイナスになるような公務員給与の引き下げを認めることはできないということを示し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35から日程第41まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第35、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第41、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」までは、各会計とも人件費の補正予算となりますので、一般会計から特別会計及び企業会計の全体予算を一括してご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、ただいま議決いただきました条例の改正等でも説明いたしましたけれども、人事院勧告に基づく職員給与の改定が主なものでございますが、ほかには当初予算編成以降の7月と10月に発令をいたしました人事異動等、各会計におきまして補正を行っております。

人事院勧告に伴う補正といたしましては、市長等三役の期末手当で68万6,000円の減並びに一般職の期末・勤勉手当及び給与分で5,157万5,000円の減となり、合計5,226万1,000円の減となっております。

このほか、職員の人事異動や育児休業、7月の豪雨災害によります時間外手当及び職員共済組合長期追加負担金に関連をして、4,479万7,000円を増額をいたしております。

これによりまして、各会計の補正額といたしましては、補正予算書のとおり一般会計で1,032万6,000円の減、国民健康保険事業特別会計では1,395万7,000円の増、老人保健特別会計では78万8,000円の減、後期高齢者医療特別会計では67万2,000円の減、介護保険事業特別会計では153万5,000円の減、水道事業会計においては717万円の増及び下水道事業会計では430万8,000円の減となっております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」ご説明を申し上げます。

福岡県下には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、対立抗争事件や暴力団の存在及び活動が市民生活及び社会経済活動を脅かしている現状にあり、福岡県では福岡県暴力団排除条例の制定を初め、積極的に暴力団の排除に取り組まれています。

隣接の筑紫野市では、暴力団の組事務所問題が発生し、行政、警察、市民が連携した追放運動の成果として、駐在所に生まれ変わったことは記憶に新しいところでございます。

幸いにして、太宰府市には暴力団事務所の存在などは確認されていないものの、去る10月末には市内五条におきまして元暴力団員によりますけん銃射殺事件が発生し、暴力追放及び暴力団排除運動は安全・安心なまちづくりにとって重要な責務となっているところでございます。

このことから、社会から暴力団を排除することによって市民の安全な生活を確保し、健全な社会経済活動を実現しますためには、太宰府市におきましても暴力団排除条例を制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は12月3日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月3日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~